



タックス・アップデート

2019年8月のタックス・アップデートの概要は以下のとおりです。

- ▶ 電子インボイスの強制適用時期
- ▶ 政令 20/2017ND-CP に基づく支払利息の損金算入限度額の取扱い
- ▶ 販促品の PIT に関する取扱い
- ▶ 試用期間中の従業員に対する PIT 源泉徴収および確定申告

オフィシャルレター3007 / TCT-CS (2019年8月1日付税務総局 (GDT) 発行、以下「OL 3007」) における電子インボイスの強制適用時期に関する取扱い

- ▶ 2018年9月12日付 政令 119/2018/ND-CP 第35条
“第35条 施行
1. この政令は、2018年11月1日より効力を有する。
2. 2020年11月1日までに企業、経済組織又はその他の組織、個人事業主は、電子インボイス及びこの政令で定められた税務当局の識別コード付き電子インボイスの利用が強制される...”

- ▶ 2019年6月13日付 税務管理法第38/2019/QH14、第151条
“第151条 施行
1. この法律は、本条第2項に指定されている場合を除き、2020年7月1日より効力を有する。
2. 電子インボイスおよび電子書類に関する規定は、2022年7月1日より施行されます。当局、組織、および個人は、2022年7月1日までに電子インボイスおよび電子書類を使用することが推奨される...”

上記のように、電子インボイスの強制適用時期については、政令 119/2018/ND-CP では 2020年11月1日としている一方、税務管理法第 38/2019/QH14 では 2020年7月1日としており、異なる定めの規定が存在しています。

上記相違に関する納税者からの懸念に対応するため、GDTは2019年8月1日にOL 3007を発行しました。しかしながら、GDTはこのOLの中で、上記の2つの日付のうちどちらが電子インボイスの強制適用日なのかを明らかにしていません。その代替りとしてGDTは、財務省 (MoF) が税務管理法の施行に関する更なるガイダンスの発行を政府に対して請願する予定である旨を言及しています。納税者は今後の動向について引き続き注視していく必要があります。

オフィシャルレター3002 / TCT-DNL (2019年8月1日付 GDT 発行、以下「OL 3002」) における政令 20/2017 / ND-CP (以下「政令 20」) に基づく支払利息損金算入限度額の決定に関する取扱い

2017年の政令 20の導入以降、EBITDAの20%が損金算入の上限とされていますが、これに関していくつかの論点が引き続き存在しています。

GDTはOL 3002の中で、論点の一つである政令 20に基づく損金算入可能な支払利息金額の決定について、以下のように明示しています。

- ▶ 損金算入の上限は、ローン契約の締結時期にかかわらず、2017年5月1日以降に発生した支払利息についてのみ適用する；
- ▶ 仮に納税者が口座を2017年5月1日前後で分離できる場合、上限は2017年5月1日以降に発生した支払利息についてのみ適用し、またその際には2017年5月1日以降のEBITDAを考慮する；
- ▶ 分離できない場合、上限額の判断のベースとなるEBITDAは、会計年度のうち2017年5月1日以降の残りの月数を用いた比例按分計算で決定する；

GDTはMoFと協議し、またMoFが首相判断のための提議を行えるよう、損金算入限度額に関するその他の論点についても取りまとめを行っていました。

現在、GDTは損金算入限度額について寄せられた要望と提案の検討を行っています。今後GDTは、政令20に代わる政令及び税務管理法38/2019/QH14の実施に関する政令の発行を政府に建議する前に、MoFとの協議を行う予定です。

オフィシャルレター63385 / CT-TTHT (2019年8月9日付ハノイ税務局発行、以下「OL63385」)における販促品のPITに関する取扱い

会社のアパートを購入する顧客に対して、通達111/2013/TT-BTCの第2条10項で規制されているもの(証券、資本、不動産、所有権/使用権が要求される財産)以外の販促品を提供する場合は、販促品が現金か非現金かにかかわらずPITの対象外となります。

オフィシャルレター3179 / CT-TTHT (2019年4月4日付ホーチミン市税務局発行、以下「OL3179」)における試用期間中の従業員に対するPIT源泉徴収及び確定申告に関する取扱い

試用期間(3か月未満)終了後、会社が正式な労働契約(3か月又はそれ以上のもの)を締結した場合、PITの源泉徴収及び確定申告の取扱いは以下のようになります。

- ▶ 試用期間中のPIT源泉徴収：税率10%
- ▶ 試用期間終了後・労働契約が締結された際のPIT源泉徴収：累進税率による。なお、試用期間中の源泉徴収額について、累進税率で再計算する必要はない。
- ▶ 年末の確定申告時:
 - ▶ 会社が従業員の代わりに確定申告を実施する権限を有する場合：年間所得に対して累進税率を適用する。
 - ▶ 会社が従業員の代わりに確定申告を実施する権限を有さない場合：会社は試用期間・労働契約締結後の期間の所得、税率10%による源泉徴収額及び累進課税による源泉徴収額を確定申告フォームの個別の付録にてそれぞれ報告し、PIT源泉徴収証明書を発行する。

Our contact

Ha Noi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King Partner
robert.m.king@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2019 EY Consulting Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 16060901
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com